

平成 16 年 8 月 27 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号 8316)

## 「統合比率等に関するご提案」に関する一部報道について

株式会社三井住友フィナンシャルグループは、平成 16 年 8 月 24 日、株式会社 U F J ホールディングスおよび株式会社 U F J 銀行（以下「U F J グループ」）に対し、統合比率と資本の提供に関する考え方等を記した「統合比率等に関するご提案」（以下「提案書」）を送付いたしました。その内容について、一部誤った報道がありますので、下記の通り、補足説明いたします。

### 記

本日、提案書において「<sup>①</sup>(比率には)法的拘束力がない」とただし書きを付けていた」との報道がありました。そのような事実は一切ありません。

提案書においては、「今後貴社グループとの経営統合に関するお話し合いが進んだ場合に相互に実施するデュー・ディリジェンス等において、公表情報からでは知り得ない重大な事実が発見されない限りは本統合比率を修正することはありません」と記載しております。

本提案書の内容は、弊社の取締役会の機関決定を経た正式な提案であり、U F J グループに受け入れて頂いた場合には、法的拘束力が発生するものと考えております。

なお、弊社としては、上記記述の通り、基本的に「本統合比率を修正することはない」と考えております。その理由は以下の通りです。

U F J グループの公表情報は監査法人が監査を行い、取締役会にて承認されたものであることに加え、U F J グループは同業者であり、弊社は同グループの業務内容等を把握可能であり、その収益力等について弊社は確信を持っていること

本統合比率は、相応のストレスを勘案した上で、算定したものであること

以 上